

# 「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例(案)」の意見募集結果と市の考え方について

## 1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間 令和3年9月6日(月)～10月5日(火)
- (2) 閲覧方法
  - ・人権推進課(市役所本庁舎 1 階)、各市民センター等での閲覧(市内10カ所)、市ホームページでの閲覧
- (3) 意見の提出方法
  - ・住所、氏名、電話番号を記入して、郵送、ファクス、電子メール等で提出
- (4) 意見 14名、1団体(64件)

## 2 意見の概要と市の考え方

- 【条例(案)を修正するもの】 ..... 6件
- 【参考意見等】 ..... 58件

No	意見の内容(原文を基本に掲載しています。)	市の考え方	備考
<b>■ 条例のあり方について</b>			
1	この条例制定について「賛成」の立場でパブリックコメントをお送りします。	・ご意見ありがとうございました。	
2	人権条例の早期制定を求めます！ 人権を軽視する風潮が高まり、市民への差別確信犯による人権侵害が身近に迫る中で、市民一人ひとりの人権を守るために早期の制定を求めます。条例案では、前文に人権三法を受けてこの条例を制定したことが明記され、人権教育・啓発活動の推進、差別の定義を明らかにして、教職員・市職員の研修も明記され、11月の市の素案に比べて大いに評価できる内容である。 この条例は三田市行政も言うように理念条例であり、この条例をいかに具体的に取り組んでいくかが大きな課題である。	・この条例は、人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指すための基本理念等を定めるものです。取り組みについては条例に示す市の責務に基づき基本方針を策定し総合的に推進してまいります。 ・ご意見にもあるとおり、今後、いかに具体的に取り組んでいくかが大きな課題であると認識しており、教育・啓発、相談体制の充実や誰にとっても暮らしやすい地域社会づくり、誰一人取り残さない視点で施策を推進したいと考えております。	
3	すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、三田市を挙げて取り組もうという姿勢に賛同します。それぞれの立場から、このような社会の実現に向けて、自分の出来ることを着実に取り組んで行くことが大切だと考えています。せっかくできる条例を、多くの人々と共有しながら、まちづくりを進めていけたらと思います。	・この条例は、互いの人権を尊重し、すべての人が自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とし、理念を市全体で共有しようとするものです。 ・それぞれの立場でできることを着実に取り組んでいくことにより、全体として非常に大きな推進力になっていくものと考えております。	
4	全ての人が自分らしく生きることができるまち、安心して暮らすことができる町とは、今までは漠然としていました。しかし、コロナ禍の生活の中で私たちが本当に求めている暮らしだと思います。三田だけではなく、日本、世界の動きに合わせて人権侵害を許さない社会を作ることに心から賛同いたします。コロナ禍の中で人や自分の人生について考えることが多くなりました。市民や社会の人権に対する意識が変わり、誰もが生きやすく、幸せな人生を全うできることを願っています。	・様々な生きづらさがある新型コロナ禍の中で、今後のアフターコロナの時代に向けて、「全ての人が自分らしく生きることができるまち」を目指すことが、「私たちが本当に求めている暮らし」の実現のためにも重要なことと考えております。そのために、この条例において、三田市が共生社会の実現を目指すことや、人権尊重等の基本理念を明らかにして、市民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。	
5	教育及び啓発の推進。この条例に賛成です。なぜかと言うと、学校教育での人権意識の向上が非常に大切だと考えるからです。教育の場で小さい頃から啓発することで、正しい知識を身につけ、共生社会づくりに近づくと考えます。この条例をもとに、誰もが安心して暮らすことのできる三田市にして欲しいです。	・条例第7条(教育及び啓発の推進)の中で「学校教育」を明示し積極的に推進を図ってまいります。 ・若手教員をはじめ、すべての教員に対する系統的な研修を充実させ、教職員の人権意識、実践力・指導力の向上を図るとともに、児童生徒の人権・多様性についての理解が深まるよう道徳の授業をはじめとするすべての教育活動を充実させ、共生社会の担い手の育成に取り組んで参りたいと考えております。	
6	インターネット上での差別や偏見を見る機会が増えています。匿名で、実社会で声を上げるより簡単・気軽にできることから増えてきているのかと感じています。人を大事にする気持ちがあれば、実社会でもインターネット上でも差別や偏見はなくなっていくはずですが、減ってきている実感がありません。条例を制定することで、差別や偏見がなくなる大きな一歩になるのではないのでしょうか。条例があることで差別や偏見があるという現状を知ることができ、なくしていくための具体的な行動につながっていくと思います。条例の制定と、それに基づく市主導での具体的な啓発活動を望みます。	・インターネット上の差別や偏見に基づく心ない情報の拡散は、差別や偏見を助長し人権侵害の容認等につながるため、現在そして将来にわたり極めて懸念すべき問題です。三田市では平成30年からインターネットのモニタリングを開始し、悪質な書き込みを発見した場合にはプロバイダに削除要請をしております。 ・このような問題をなくしていくためにも、この条例により人権の尊重と差別のない社会の理念を広く明らかにし、正しい情報に基づいた教育啓発のさらなる推進に取り組んでまいります。	
7	これまでも、いろいろな立場からの条例が作られてきました。今回あらゆる差別をなくし、人と人をつなぎ共に支え合い生きていく理念をかかげた「人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」ができることに賛成です。三田市の現状としては依然として部落差別があり、色々な条例が作られてきたにもかかわらず、差別によって息苦しい思いをしている方がたくさんいらっしゃると思います。今回できる条例を根幹として、三田市の人々が多様性を認め合いながら生きていけるようになることが、とても大切なことになると考えます。早急に条例を定めていくべきです。	・人権を尊重しあらゆる差別をなくすとともに、多様性を認め合い共に支え合い、誰もが自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、この条例を制定し市民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。	

8	今回の市が作ろうとしている新たな条例制定に反対する。	・ご意見ありがとうございました。	
9	この条例案に対して反対		
10	<p>(1) 「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(案)(以下、条例案)についてのパブリックコメントを募集するなら市民に条例案を配布してからすべきです。条例案の第8条にすでに違反しています。このような虚偽の条文がある条例案には反対です。撤回して初めからやり直すべきです。また、閲覧してパブリックコメントを求める方法、目に障害のある方への点字の条例案も用意されていない等、これらも条例案の第8条違反です。憲法の第14条「平等権」や民主主義の観点からも憲法に反しています。上位法に違反する条例案には反対です。</p> <p>(2) 条例案の名称にある「共生社会」論は、住民間の生活態度にかかわる問題を意味し、憲法の人権概念(考え方)「公権力(国や自治体)が住民の人権を侵害しない」「基本的人権の保障とそれを具体化する施策の実施」に違反しており憲法違反ですし、憲法第13条にも反しており、条例案には反対です。憲法に基づく社会は、「民主社会」であり、「共生社会」ではありません。</p> <p>(3) この条例案には、三田市の現状や市民の実態など全く述べられておらず、三田市において何を解決していく条例案か全く分かりません。条例案の体裁になってもいけませんので、条例案には反対です。</p>	<p>(1) この度のパブリックコメントは、条例案を人権推進課及び市民センターなどの公共施設窓口に備え付けるとともに市のホームページに掲載し、意見を募集しました。ご指摘の点について、点字の条例案は作成しておりませんが、市のホームページに掲載した条例案全文を読み上げソフトを使って音声で聞いていただくよう対応しているところです。障害のある人への市情報の提供については現在ユニバーサル広報などの取り組みを進めており、今後より一層の推進を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>(2) この条例案は、人権侵害のない社会をつくり、全ての人が自分らしく生きることが出来る共生社会を実現することを目的としております。内容につきましても憲法13条の個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重をはじめとする日本国憲法に反するものではないと考えております。</p> <p>(3) 条例検討の背景に、障害者虐待事案やインターネット上の差別書き込み、多様な性による生きづらさを感じる人の存在、さらには新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷の実態など様々な人権課題があり、令和2年に三田市で実施した市民意識調査の結果によると、いやがらせ、虐待、いじめ、差別、誹謗中傷など人権を侵害された経験のある人の割合が18%あり、こうした人権侵害が起きる状況にある今の社会を、全ての人の人権が尊重される共生社会にしていくことを目指すための条例です。</p>	
11	この条例が、なぜ必要なのか全くわかりません。三田市が行った意識調査の結果を見ても、人権意識は高く、部落問題を理由とした当条例を作ろうとしている事に違和感を覚えます。三田市は、国の法律(1969年同和対策特別措置法・その後の時限立法)に基づき長年にわたって部落差別の解消に取り組んできました。そして、市民の人権意識の広がりによって部落差別は大きく改善されました。この間、三田市行政の主体性に市民から疑念がもたれる事もありましたが、2002年に国が同和特別法である「地域改善対策特別事業にかかる国の財施上の特別措置に関する法律」が終了し部落差別は「社会問題」として解決しました。三田市もこの半世紀にわたる同和行政を終えて「同和地区・同和行政は、ありません」と宣言するに至りました。社会進歩の素晴らしい歴史を三田市は、市民はつくりました。今後、市は憲法の基本的人権条項を広報し、市民が基本的人権を積極的に行使出来るよう進めていくことが行政の責務であり、市民が誇れる三田市をつくることだと思います。よって、当条例は作る必要はありません。	<p>・この条例は、現在の社会情勢を踏まえ、今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、三田市でこのような状況を将来にわたって生じさせないよう、市が取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え、誰もが自分らしく生きることが出来るまちを目指していくために必要なものです。</p> <p>・市民の皆さんとともにこうしたまちづくりを進めていくために、市長と市議会の合意のもと条例を制定することが、将来にわたって継続的、効果的に実施する方法と考えております。</p>	
12	<p>条例案には反対です。</p> <p>1 三田市には、地方自治法による、「条例の立案にあたっては次のような点に留意すべきである」として、(一)目的及び条例の必要性(解決すべき問題・立法事実)の把握・精査があげられている。三田市には、法務省が公開しているような「人権侵害」に実態は、条例を作らなければならないほど異常に多いとは思えない。</p> <p>2 「人権尊重」とか「多様性」はすでに憲法の基本的人権にある。それを実現するための施策を実施すればよだけで条例制定の必要がありません。</p>	<p>・条例の必要性については、上記で回答したとおり「必要ある」ものと考えています。「法務省が公開しているような人権侵害の実態が異常に多い」か否かだけでなく、数字として表れていない実態や課題も含めた三田市の現状と将来を見据えて、全ての人の人権が尊重される共生社会を目指すための基本理念、市の責務と役割分担並びに施策を推進するための基本的事項を定める条例であることをご理解願います。</p>	
13	<p>第一回懇話会においての資料2「(仮称)人と人との共生条例の制定に向けて」の第2項で条例の位置づけ(イメージ図)が提案されている。この関係であれば、①まちづくり基本条例の条文の中に、今回の人権条例の関係について追加する必要があるのではないかと。②今回制定される条例が人権に関する基本条例とするならば、これまで制定されている各関係条例に関する施策についてより充実させるための見直し等が必要なのでは、各関係条例、施策等について、その対応策を明確にする必要があるのではないかと。③まちづくり基本条例の制定は、当時の議会、各行政機関、区長会等三田市の各関係団体において、多くの市民が関わり、議論を行い約3年の歳月を経て制定された。それに並ぶ基本条例として、今回の制定に向けての取り組みは、コロナ禍であるとしても議論の広がりが全く不十分だと判断している。懇話会においても、この条例の制定に向けて市民の関わりが重要であり市として条例制定の取り組み、議論状況などについて市民に対して発信を求められていたが十分な対策がなされていなかった。それらの不十分さを克服する対応が今後、非常に重要と考える。</p>	<p>・三田市まちづくり基本条例は、市民のまちづくりへ関わりや市の責務などルールを定め、市民・市議会・市長等が責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、「市民主体のまちづくりの推進」と、暮らしやすいまちの実現を目指すものです。一方、(略称)人権共生条例は、共生社会づくりの理念や施策の方向性を示し、「人権の尊重と、多様性を認め合い、自分らしく生きることが出来る共生社会の実現」を目的とし、すべての市民が暮らしやすいまちを具現化するものです。</p> <p>・まちづくり基本条例の条文の中に(略称)人権共生条例の関係を追加する必要性については、まちづくり基本条例の施行状況を鑑みて、今後まちづくり基本条例を検証することから、必要に応じて検討してまいります。</p> <p>・(略称)人権共生条例制定後は、第6条(基本方針の策定)に基づき施策を総合的に進めるとともに、第8条(個別施策の推進)に基づき施策、事業を推進してまいります。</p> <p>・市民の皆さんに、条例に関する取り組みを積極的に発信しPRしていきたいと考えております。</p>	

■ 条例本文について		
<p>(前文)            全ての人が自分らしく生きることができ、安心して暮らすことができるまち。そのようなまちの実現を私たちは切望しています。            三田市においては、長年にわたり部落差別の解消に向け、市を挙げて取組を進め、さらには社会の様々な人権課題に対しても、市民、事業者等並びに行政が連携しながら、その解決に向け半世紀以上尽力してきました。            この粘り強い取組の過程を通じて、人権尊重の意識は三田市全体へ広がりを見せ、これまで見過ごされ、我慢を強いられてきた人々の人権課題に対しても、市民の関心は高まり、解決へ向けた取組が進みつつあります。            しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、民族、国籍、そして部落差別を受けてきた地域の出身であることなどを理由に、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめなどの人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、感染症の蔓延などが、多くの人に生きづらさをもたらし、格差社会の拡大とともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットなどの情報通信を利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。            国においては、基本的人権の尊重と恒久平和の理念を掲げる日本国憲法のもと、人権に関するさまざまな法令の整備と人権の保障に向けた取組が長年にわたって進められ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律などが施行され、差別解消等を推進する更なる取組が進められています。            また、国際社会においても、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」や誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現し、あらゆる形態の貧困に終止符を打つための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。            このような国や世界の動きに軌を一にして、三田市としてもあらゆる差別や排除などの人権侵害を許さない覚悟を持って誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、更なる取組を進めなければなりません。            三田市がこの条例で目指すのは、いかなる時においても、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができ、共生社会（以下「共生社会」という。）の実現です。そして、それは暴力や争いなどが無い平和な社会でもあります。            一人一人が社会を構築する主人公であるとの認識のもと、他者の痛みや苦しみを想像し共感することが、共生社会実現への大切な一歩となります。            私たちは全ての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができ、共生社会の実現に向け、市民、事業者等並びに行政がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けることを決意し、この条例を制定します。</p>		
14	<p>共生社会の意味が不明？共生の名のもとに市民や事業者に「支え合い、助け合い」を求めるのは行政の役割放棄である。現総理の自助や共助を求める発想を思い起こした。憲法で規定されている基本的人権の保障は国や自治体の責務である。</p>	<p>・この条例で三田市が目指す「共生社会」は、「互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができ、共生社会」です。そうした社会を実現するためには、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割分担のもとできることに取り組むことが重要と考えております。            ・なお、条例第4条では、共生社会の実現のため必要な施策を総合的に推進すること等を市の責務として規定しており、市の役割を放棄してはおりません。</p>
15	<p>前文は、三田市内の状況が説明されていなく、条例の必要性がわかりません。</p>	<p>・条例の必要性については、上記で回答したとおり「必要がある」ものと考えております。</p>
16	<p>条例制定の根拠が希薄である。人権侵害の一般的な理由を羅列しているが、いずれも現行の法で解決可能である。なぜこの三田で制定しなくてはならないのか、人権侵害が他市を上回るほど多発しているのか？緊急性や合理的理由が不明である。具体的な件数と事象を示して欲しい。</p>	
17	<p>部落差別を受けてきた地域。三田市ではどの地域を指すのか？半世紀にわたる活動（全文）でも今なお部落差別があるのか？具体的な件数や事象が示されていない。この規定は未来永劫に「部落差別」を温存・固定化するものである。いつまで「部落差別」という言葉を使い続けるのか？部落差別を受けてきた地域出身者は永遠に抜け出せないのか？この規定そのものが人権侵害である。</p>	<p>・今もなお部落差別を受け苦しんでいる人がおられます。「三田市ではどの地域を指すのか？」との質問については部落差別の助長につながる恐れがあり課題があると考えております。            ・令和2年に三田市で実施した市民意識調査の結果によると、人権を侵害された経験のある回答が18%あり、これらの回答の中には部落差別に該当するものも含まれております。部落差別に対する意識に関しても課題的な回答が少なからずありました。            ・部落差別解消推進法の趣旨に基づき、部落差別の現実がある限り、教育啓発などにより部落差別の解消に向け取り組みを続ける必要があると考えております。</p>
18	<p>「前文」が間違っていますので反対です            ① (1) 「私たちは切望しています」でなく、三田市がそのような「まち」をつくるのが憲法の人権概念ですので間違った文章です。            (2) 市の「部落解消の取組」を評価していますが、間違っています。市は、部落解放同盟（以下、解同）に迎合し不正・乱脈な同和行政を続けてきましたし、現在も「解放学級」を実施し、「部落差別されてきた地域」（行政用語では「同和地域」「同和地区」）を意図的に残し、部落差別解消に逆行する人権・同和行政を続けています。三田市で部落差別や人権問題の解決に努力してきたのは、民主的な団体と市民の憲法の基本的人権を擁護する共同の運動でした。従ってこの文章は虚偽で、書き換えが必要です。</p>	<p>(1) 前文冒頭の「全ての人が自分らしく生きることができ、安心して暮らすことができるまち。そのようなまちの実現を私たちは切望しています。」は、この条例のもとになる万人に共通するものと考えられる願いを述べているものであるため、ご指摘の人権概念にはあたらないものと考えております。            (2) 三田市における部落差別解消の取り組みは、これまで国の法律や市の人権施策基本方針等を基に主体的かつ適正に進めてきております。            なお、解放学級は、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権課題について共に学び合い、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるために実施しております。</p>

18 ②	<p>(3) ここに羅列されている社会状況は、人権侵害の一部の「差別問題」だけです。法務省が公表している人権侵害は、昨年度より約5千件減少し約1万件程度で、現行の法体系ですべて解決しています。部落問題を含む「差別待遇事案」は、2019年度は636件(4.1%)で最下位、2020年度は669件(7.0%)で一応、下位から2番目ですが最下位との差は僅かです。それなのにこの文章は、「差別や排除」が全面に出ており、市民に誤った社会状況を流布することになり有害な文章ですので削除が必要すべきです。</p>	<p>・前文は、部落差別の解消など様々な人権課題への取り組みの経過と、社会には今なお、差別や排除、虐待をはじめ嫌がらせやいじめなど様々な人権侵害が生じていること等を述べており、誤った内容ではないと考えております。法務省の人権侵犯事件だけでも毎年新たに多数発生しており、人権侵害が起きないような社会づくりが必要です。</p> <p>・この条例で、三田市は「互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができるとする社会(共生社会)」の実現を目指しております。</p>	
18 ③	<p>(4) 「生きづらさ」などの原因が誤っていると同時に、憲法の人権概念による公権力の責務が抜け落ち、「不寛容さ」と個人の責任に転嫁しています。従って、この文章も誤っています。また、社会的権力(大企業等)の人権侵害(労働者の権利侵害、原発事故等)の方が大規模で深刻です。そのことも触れる必要があります。</p> <p>(5) インターネット等の「心ない情報の拡散」が一部で見られますが、多くの場合は、2017年の改定プロバイダ責任制限法(正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)に基づき、法務局関係機関と連携し解決されています。それで処理できないときは民事・刑事訴訟で解決しています。「新たな課題を投げかけています」と傍観者的な記述をすることは、国民の人権行使の障害になります。また、プロバイダ責任制限法は2021年4月21日(公布は28日)にさらに改定され、訴訟の迅速化と開示請求範囲の拡大等が出来るようになり、大いに活用することを記述する必要があります。現在の法体系の現状を市民に隠し、不安を煽る行為を行政がやるべきではありません。現在の法体系の現状を市民に正しく伝え、市民に人権行使の方法を知らせることこそ行政の役割です。さらには、「インターネットなど」の発信の結果、「政府の不正を黙認させる『検察庁法』改悪阻止」「オリンピック・パラリンピック関係の森会長や佐々木クリエーティブディレクターによる女性蔑視発言・行為による辞任等」「沖縄県辺野古新基地反対運動の世界的な拡散」「在日外国人の人権を一層侵害する『出入国管理及び難民認定法』改悪阻止」等、民主主義と人権を守った有用性を広報し、市民に人権行使を呼びかけることこそ必要です。従ってこの文章も反対で、書き換えが必要です。</p>	<p>(4) この文章は「生きづらさ」自体ではなく、「社会環境の変化、大規模な自然災害の発生、感染症の蔓延など」の影響について述べている文章であり、内容についても誤りではないと考えております。「不寛容さ」についても、社会の状況を述べているものであり、個人に責任を転嫁するものではないと考えております。</p> <p>(5) ご指摘の前文の記述が国民の人権行使の障害になるとは考えておりません。また法体系の現状を市民に隠し不安をあおる行為ではないと考えております。市民への情報提供は、教育及び啓発や、相談の中で必要に応じて適切な内容で行ってまいります。</p>	
18 ④	<p>(6) 国の動向の文章は、「国民主権」が欠落しており、国に様々な人権の法整備をさせてきたのは、全国の民主運動と国民の共同の力であることが欠落しています。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」は、他の法律のような立法事実はないのに制定されて、衆参法務委員会で附帯決議が付けられている問題のある法律です。そのことを触れる必要があります。</p> <p>(7) 国際社会の動向について「人権尊重」のみ記述されていますが、「ビジネスと人権に関する指導原則」は、「保護、尊重及び救済を履行するため」のもので、人権を保護する国の責務や人権を尊重する企業の責任、人権へのデュー・ディリジェンス(相当の注意を払う)などの31原則があります。また、SDGs(Sustainable Development Goals)も、「人権の尊重」だけではなく、国連加盟国193ヵ国が2016～2030年の15年間で達成する目標です。例えば、「1. 貧困をなくそう」では、日本は、6から7人に1人が貧困です。新自由主義により格差を広げている公権力の責任であり、社会福祉施策の貧困が原因です。憲法の人権概念である、公権力が責務を果たさなくてはならないことを明記する必要があります。この文章も書き換えが必要です。</p>	<p>(6) 国において様々な法律が制定されている状況を説明しているものです。「国民主権の欠落」や「問題のある法律」等のご意見をいただいておりますが、法律は国民の代表である国会で議決されたものであり、市として尊重すべきものであると考えております。</p> <p>(7) 「ビジネスと人権に関する指導原則」、「SDGs(Sustainable Development Goals)」については、人権に限らず幅広い分野の取り組みですが、世界でも人権尊重が求められてきていることを記載しているものです。市が責務を果たすことについては、第4条(市の責務)で記載しております。</p>	
18 ⑤	<p>(8) 「共生社会」の定義は、憲法の人権概念から誤りであることは、No10(2)で既述しています。行政は、憲法に基づいて行わなくてはなりません(第99条「…公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」)。憲法の三大原理から言えば、社会づくりの概念は、「民主社会」でなくてはなりませんし、「平和な社会」とセットになるのは、「民主社会」であり、「共生社会」ではありません。また、「差別や排除などの人権侵害」という表現も誤っています。(3)で述べました法務省の統計をよく読んで下さい。この文章はすべて誤ったことを市民に流布することになりますので削除が必要です。</p> <p>(9) 一人一人が「社会を構築する主人公」でなく、公権力を憲法により縛り、基本的人権を保障させるように権利行使を行う主体としての主権者です。国民(市民)の位置づけが憲法違反です。また、「想像し共感する」は、捉えることができないし、人の感覚・内心に踏み込むことであり、憲法第19条「思想及び良心の自由」の侵害です。この文章も書き換えが必要です。</p>	<p>(8) この条例案は、全ての人が自分らしく生きることができるとする共生社会を実現することを目的としています。内容につきましても憲法13条の個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重をはじめとする日本国憲法に反するものではないと考えております。</p> <p>「差別や排除などの人権侵害」は、前段に記した差別解消等の法律や誰一人取り残さないSDGsなどを受けての表現であり、誤ったものではないと考えております。</p> <p>(9) 前文の記述は、「一人一人が社会を構築する主人公である」との認識などが、共生社会実現への一歩となる」という想定を説明しているものであり、憲法における国民の位置づけを変えるものではなく、憲法に反するものでもないと考えております。また「一人一人が社会を構成する主人公である」という認識自体も憲法違反ではないと考えおります。</p>	
18 ⑥	<p>(10) 「役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続ける」は、誤った「共生社会」論に基づき市民に行動変容を強制することになり、憲法第13条を侵害する憲法違反です。また、条例で述べている「自分らしく生きること」にも反し自己矛盾ですので削除が必要です。</p>	<p>(10) 共生社会の実現は強制をもってするものではありません。主体的な関りを通じて実現していくものと考えております。この前文につきましても、共生社会の実現という目的達成に向けた条例の枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することや、一人一人ができることに取り組むことを示しているものであって、市民の皆さん一人一人の行動変容を強制するものではありません。</p>	

19	<p>・3行目で「・・・長年にわたり部落差別の解消に向け、市を挙げて取り組みをすすめ・・・」とあるが、かつて市自身も加わって行っていた「糾弾会」は、まさに人権侵害であり、この誤りを条例案の中に、明記することが必要である。</p> <p>・4つ目にパラグラフ「しかしながら・・・人権侵害が生じています」とあるが、特にコロナ禍において顕著となったのが、学生やシングルマザーが事業者から人権侵害を受け、また子どもたちへの配慮を欠いた学校一斉休校（2020年）で、学ぶ権利や遊ぶ権利など子どもたちへの人権が国によって奪われた事実などをどのように位置づけているのか、不明である。</p> <p>・7つ目のパラグラフ「このような国や世界の動きに・・・いかなる時においても互いの人権を尊重し・・・」とあるが、人権擁護は、国や自治体に課せられた「責務」であり、個人に求めているのではないことは、憲法を読めば明白である。こうした行政の責務を不明にし、個人に求めることは誤りであると考え。個々の人はそれぞれ人権の尊重に努力しており、法や条例で強制するものではないはず。</p>	<p>・この条例は現在に至るこれまでの大きな流れを踏まえて、現在および将来における課題に対してより良い社会を実現していくために制定しようとするものです。前文におきましても、過去の個別の事象の内容等を明記するものではございません。</p> <p>・市は、これまで国の法律などを基に、部落差別解消に向け、主体的かつ適正に取り組んできており、差別事象が起きた場合には、市として当事者や関係者に事実や背景を確認し、問題点を検証し課題を明らかにして、当事者への適切な支援を行うとともに、関係者への教育啓発を中心とした、差別をなくす取り組みにつなげてきております。</p> <p>・コロナ禍等に対応して、条例第11条第3項により市は感染症の蔓延等の非常時における人権侵害が起きないように、正しい理解を広める教育啓発に努めてまいります。</p> <p>・この条例で三田市が目指す「共生社会」は、「互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができる社会」です。そうした社会を実現するためには、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割分担のもとで取り組むことが重要であると考えております。</p> <p>・共生社会の実現は強制をもってするものではありません。皆さんの主体的な関りを通じて実現していくものと考えております。市民の皆さん一人一人の行動変容を強制するものではないと考えております。</p> <p>・なお、この条例第4条において共生社会の実現のため必要な施策を総合的に推進すること等を規定しており、市の責務を明らかにしております。</p>	
20	<p>「人権尊重の意識は三田市全体に広がり」の検証がない。また様々な人々の人権課題を「見過ごし」「我慢を強いてきた」のは三田市が憲法の人権概念を無視し「部落差別をはじめ」とする「差別第一主義」の行政施策自身です。「共生社会」とあるが、その内容は憲法第13条「個人の尊重、生命、自由、幸福追求権」であり、「互いに」「認め合う」「支え合う」のではなくそれを実現するのは国や自治体（公権力）の責務。市民はいまでも互いに支え合って暮らしている。むしろ、人権を侵害しているのは多分行政の側にあると考える。</p>	<p>・人権意識については、分野別計画や定期的な市民意識調査等で検証し、そこで出た課題、問題点のフォローなど行っております。</p> <p>・市は、憲法や様々な法に基づき市政を進めています。なかでも人権尊重はすべての施策の基礎となるものと考えております。</p> <p>・この条例で「互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができる社会（共生社会）」の実現を目指し、人権侵害をなくしていくための取り組みを進めていきたいと考えております。</p>	
<p>（目的） 第1条 この条例は、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、必要な施策を推進する基本的事項を定めることにより、全ての人が自分らしく生きることができる共生社会を実現することを目的とします。</p>			
21	<p>第1条(目的)も国民すべての課題であって、「三田市」が定めるものではない。</p>	<p>・国民すべての課題であっても、三田市において条例を制定し、より積極的に推進していくことは意味があるものと考えます。この条例は三田市の条例であり、第1条はこの条例の目的を定めるものであるため、目的は三田市が定めることとなります。</p>	
22	<p>（目的）第1条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です 市及び事業者には人権保障の公的な責務がありますが、市民に役割を課すことは、憲法第19条「内心の自由」違反で、条例案の「自分らしく生きること」にも反しています。 「共生社会」の誤りは、No10（3）やNo18⑤（8）で既述しています。</p>	<p>・思想・良心の自由は憲法で保障されている権利であり、差別など人権侵害をなくし、自分らしく生きることができる共生社会を実現することがこの条例の目的です。それに関して、市の責務、市民等の役割を明確にしたものであり、市民の役割を条例に謳うことは憲法違反ではないと考えております。</p>	
23	<p>第1条(目的)「市民及び事業者の役割」としているが、「事業者」は人権を守る「責務」であって、役割ではない。また、あくまで市民には目的を達成するための「お願い」であるはず。</p>	<p>・共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、行政の責務のほか、市民、事業者等については役割を示しております。</p> <p>・他の法律等で事業者に課されている責務は、この条例の枠組みとは別に、各法律等に基づいて果たしていただくことが必要です。</p> <p>・目的達成に向けた枠組み各主体としての役割を示していますので、市民に「お願い」をすとしても、枠組みとしての役割には変更が生じるものではありません。共生社会の実現は強制をもってするものではなく、主体的な関りを通じて実現していくものと考えております。</p>	
24	<p>第1条（目的）市民には「役割」という強制ではなく、お願い、依頼にすべき。事業者には「役割」でなく責務がある。</p>		

	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。 (1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者並びに市内の事業者等で活動する者をいいます。 (2) 事業者等 市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 (3) 差別 性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、民族、国籍及び部落差別を受けてきた地域の出身であること等、その人の属性を理由として、不当に不利益な取り扱いをする行為、言動のことをいい、意図的に行われたものか否かを問いません。</p>		
25	<p>・差別が意図的か否かを問わない。この規定は人の内面に踏み込む恐れがある。行為や言動の客観的事実のみを対象とすべきである。</p>	<p>・この規定により人の内面に踏み込むようなことはないと考えております。</p>	
26	<p>第2条の3「意図的に行われたものか否かを問いません」使い方が変で、逆にこわいことを考えられます。</p>	<p>・「意図的に行われたものか否かを問いません」は条例の表現として相応しくないと考えられるため、「意図せずに行われたものも含まれます。」に修正いたします。</p>	
27	<p>・事業者の定義が不明。その他の活動を行うものとは？NPOや市民有志による様々な団体・組織まで含まれるのか？</p>	<p>・事業者は、事業活動している企業や個人事業者を想定していますが、個人以外のNPOや市民団体などの組織を含め「事業者等」としてしています。共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担すること示しているものであって、事業者に活動等を強制するものではありません。行政による不当な介入ではないと考えております。</p>	
28	<p>第2条(定義)で、事業者等があいまいであり、「等」の具体例が示されていません。さらに「属性」の分け方が正確でない。</p>	<p>・例示の中に属性として整理できないものがあるため、「その人の属性」を削除いたします。</p>	
29	<p>第2条(定義)「市民」「事業者等」の定義は間違い。また、「事業者」と「その他の活動を行う団体」とは全く異なる概念であることから「事業者等」とひとくくりにすることは誤りです。「その他の活動を行う団体」は、それぞれの規約なりに基づき活動を行っているので、「条例」を適用することは、行政による不当な介入になるのではないかと考える。 「差別」の定義で、その人の属性を理由としてしていますが、「性的指向」「性自認」「年齢」「障害」「疾病」「部落差別を受けてきた地域の出身」は「属性」ではないが、この定義だと部落差別は永遠に残ることになる。</p>	<p>・事業者は、事業活動している企業、事業者をはじめ、個人以外のNPOや市民団体などの組織を想定しております。共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することを示しているものであって、事業者に活動等を強制するものではありません。公権力による不当な介入ではないと考えております。</p>	
30	<p>(定義) 第2条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) 三田市の条例ですので、市民や事業者も市内に限定すべきです。「事業者」と「その他の活動を行う団体」とは、全く異なる概念であり、「事業者等」とひとくくりにするのは誤りです。「その他の活動を行う団体」は、それぞれの団体の規約に基づいて活動を行っています。条例を適応することは、その団体への公権力による不当な介入になります。 (2) 「差別」の定義を属性論で述べることは、様々な社会問題を解決できません。「年齢」、「障害」、「疾病」、「部落差別を受けてきた地域の出身」は、明らかに「属性」ではありません。このように誤った「差別の定義」は、削除すべきです。「差別の定義」でなく、「人権侵害と差別の定義」として、人権侵害は憲法の基本的人権を侵害するすべての行為と実態を言い、憲法第14条「平等権」の侵害が差別です。そして、第14条一項「…法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」を明記すべきです。 (3) 「部落差別を受けてきた地域の出身」は、国や他の自治体では、「同和地区」又は「同和地域」と読んでいる地域のことと思われませんが、現在はありませんし、誤った用語を使うことは許されません。同和事業の出発点になった同和对策事業特別措置法(1969年)は、第一条で「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」(対象地域)としており、部落差別解消の道筋が示せない語句「部落差別を受けてきた地域」は使っていません。そのような地域も2002年に「同和特別法」は終結しており、現在、存在しません。三田市は、このことを市民に公表していませんし、「部落差別を受けてきた地域」を指定して全国、県内の殆どのところで廃止されている「解放学級」を市の単独予算約123万円を使い実施し、意図的に「部落差別を受けてきた地域」を残し、市民に誤解や偏見を与えています。さらには、「地域の出身である」とどうして分かるのでしょうか。条例制定より、先ず三田市自身が部落問題(同和問題)についての正しい現状認識を持つことが必要です。</p>	<p>(1) 事業者は、事業活動をしている企業、事業者をはじめ、個人以外のNPOや市民団体などの組織を想定しております。共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することを示しているものであって、事業者に活動等を強制するものではありません。公権力による不当な介入ではないと考えております。 (2) 例示の中に属性として整理できないものがあるため、「その人の属性」を削除いたします。 (3) 部落差別は許されないものであり、これを解消することが重要な課題です。 ・部落差別解消推進法において、「部落差別」という用語は使用されており、「部落差別を受けてきた地域」という表現は誤りでないと考えております。 ・なくさなくてはならないのは差別そのもので、差別は「する」側に問題があり、部落差別を受けなければならない地域など存在しません。しかしながら、部落差別解消推進法においても、「現在もなお部落差別は存在する」と規定されたように、部落差別の現実がある限り、差別の不当性に気づき、差別に負けない力をつけるために、学習を通して人権意識と正しく行動できる力を身につける必要があると考えております。なお、解放学級は、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるため、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権課題について共に学び合う場であることをご理解いただきたいと思います。</p>	
31	<p>第2条(定義)「市民」や「事業者等」、「属性」について述べられているが、「事業者」は利益を事業の基本としている中で、使用者と被使用者の主従関係の中ではパワハラ・セクハラなど人権侵害が起きがちであり、人権を守る責務がある。一方で、その他の団体(自主的な団体や地縁団体)は、それぞれが独自の目的で非経済活動を行っており、主従関係ではない。「等」というあいまいな表現はなくすべきでないか。 (3)で、羅列されているが、果たして属性といえるのか。憲法や様々な法律の履行で、不利益を除くことこそ重要ではないか。また、「解放学級」への参加を特定の地域出身者に限定して続けていること自体が、部落差別を今後いつまでも残すことであり、行政自身がその姿勢を改めることこそ重要だと考える。</p>	<p>・共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、行政の責務のほか、市民、事業者等については役割を示しております。 ・他の法律等で事業者等に課されている責務は、この条例の枠組みとは別に、各法律等に基づいて果たしていただくことが必要です。 ・例示の中に属性として整理できないものがあるため、「その人の属性」を削除いたします。 ・なお、解放学級は、差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない力をつけるため、現在も残る部落差別をはじめとする様々な人権課題について共に学び合う場であることをご理解いただきたいと思います。</p>	

<p>(基本理念) 第3条 この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げることを基本理念とします。 (1) 一人一人が互いの人権を尊重し、個性や多様性が尊重され、自分らしく生きることができること。 (2) 誰もが差別など人権を侵害する行為を受けない、しない、させない、見過ごさない社会をつくること。 (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。</p>	
<p>32 (基本理念) 第3条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) この文章は、市民と市の立場が逆転しており誤っています。「市民が自分らしく生きられ」「市や事業者から人権侵害(排除も)を受けない」ようにするのは、市の責務です。 (2) 「差別など人権を侵害する」の表現も誤っています。既述した法務省統計でも明らかなように「人権侵害のほんの一部に差別問題」があるのです。この文章は、人権侵害を個人間の問題に限定し、公権力や社会的権力の人権侵害を免罪することになる「標語」類の羅列であり、市民の人権認識を歪める有害な「標語」ですので削除すべきです。 昨年6月に市が実施した「人権と共生社会に関する意識調査」結果から、三田市では「人権全般」から見ても、「人権侵害」はごく希であり個別に解決できていますので、このような「標語」は必要ありません。 標語が必要なら、「コロナ感染症から命と生活を守ること」、「規制緩和による非正規労働者への権利侵害をしないこと」「権力の私物化を許さず、公平で透明な行政の実現」等が喫緊の標語です。 (3) 「全ての人を社会的孤立や排除から守」ることは、まさに公権力(国や自治体等)による豊かな行政施策や憲法の基本的人権に沿った社会的権力への規制が必要であり、「包み支え合う」(共助)では解決できません。また、「社会的孤立」と「排除」は、全く異なるカテゴリーの問題で、同一に論じることはできません。それぞれに異なる行政施策や規制が必要です。</p>	<p>(1) 第3条は、この条例において共生社会を実現するため、市民、事業者等、行政が役割分担のもと、できることに取り組むにあたっての理念を示しております。市の責務は第4条に規定しております。 (2) 「差別など人権を侵害する行為」は、行政が差別を行った場合、その差別も含まれます。個人間の問題に限定するものではありません。 (3) 第3条第3号の「全ての人を社会的孤立や排除から守る」こと及び「社会の一員として包み支え合う」ことは、市民、事業者等、行政が役割分担のもと、できることに取り組み、目的を達成するために掲げる理念です。「社会的孤立」と「排除」については、具体的な対策を講じる場合において、それぞれに応じた対応があり得るものと考えております。</p>
<p>33 第3条(基本理念)(2)で「誰もが差別など人権を侵害・・・」とあるが、なぜここで「差別」をあえて明記する必要があるのか。様々な人権侵害は、公権力を持った行政からの人権侵害をさせないことが重要であるはず。</p>	<p>・「差別など人権を侵害する行為」は、行政による差別も含まれます。行政の責務は、第4条に規定しております。</p>
<p>34 第3条と第4条について、「共生社会」の意味がわかりません。基本理念のことですか？基本理念はあたりまえのことで、私は条例制定より前に行動しています。</p>	<p>・この条例で三田市が目指す「共生社会」は、「互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができる社会」です。</p>
<p>(市の責務) 第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現のため市政のあらゆる分野において必要な施策を総合的に推進します。 2 市は、全ての人の人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害をなくすために必要な施策を推進します。 3 市は、前2項に規定する施策の推進にあたり、その内容に応じて市民、事業者等及び関係機関と適切に連携を図ります。</p>	
<p>35 (市の責務) 第4条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です 「共生社会」の誤りは既述しました。市の責務は、「人権を尊重」だけは憲法の人権概念に反しています。市の責務は、「全ての人の人権を保障し、基本的人権を実現するように豊かな施策を推進」することです。「差別をはじめとする人権侵害」という表現の誤りは、No18②(3)で既述しています。連携の図り方が、三田市はこれまで解同に迎合して、行政の主体性が失われています。公正で民主的に行うとの追加が必要です。</p>	<p>・ご指摘の点については、後段に市の責務として「差別をはじめとする人権侵害をなくすために必要な施策を推進します。」としております。「人権を尊重」だけではございません。 ・部落差別解消の取り組みは、これまで国の法律や市の人権施策基本方針等を基に主体的かつ適正に進めてきました。「迎合」「主体性が失われている」とのご指摘については当たらないものと考えております。以上により、文章の書き換えの必要はないものと考えております。</p>
<p>36 第4条(市の責務)(2)で「市は、全ての人の人権を尊重し」とあるが、憲法の視点からも、行政は全ての人の人権を「保障」「擁護」しなければならないのに、これでは「責務」を果たすことにはならない。</p>	<p>・人権擁護は基本的に、国(法務省)の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局、人権擁護委員)において取り組みが行われております。市としては、市民からの相談を受けて人権擁護機関につないだり、人権擁護機関からの依頼を受け協力をしております。この条例におきましては、第4条後段の「差別をはじめとする人権侵害をなくすために必要な施策を推進します。」の中で実情に応じた市の責務を果たしていくものです。</p>
<p>(市民及び事業者等の役割) 第5条 市民及び事業者等は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて必要となる理解を深めるとともに、市と共に自らがまちづくりの担い手として、共に支え合い生きていくことができる地域社会づくりの推進に努めます。 2 事業者等は、自らの組織に所属する者の人権尊重に努めるとともに、自らの組織活動を通じて人権が尊重される環境づくりに努めます。</p>	
<p>37 第5条について、当然のことで、わざわざこの時期に定めることですか。</p>	<p>・この条例で三田市が目指す「共生社会」を実現するためには、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割分担のもとできることに取り組むことが重要と考えております。目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することを示しているものです。</p>

38	第5条（市民及び事業者等の責務）「市民・・・努めます」とあるが、市民が役割を務めるのではなく、行政が努めます。したがって、この項目から「市民」を削減することが必要。また、「・・・事業者等は・・・努めます」とあるが、「事業者」は務めることになるが、「等」の中に含まれる団体は対象にならない。したがって、「事業者等」の「等」の削除が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例で三田市が目指す「共生社会」を実現するためには、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割分担のもとできることに取り組むことが重要と考えております。目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することを示しているものです。</li> <li>・行政の責務は第4条に規定しております。</li> </ul>	
39	（市民及び事業者等の役割）第5条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1)No22で既述した通り、見出しを「市民への協力依頼と事業者の責務」に変更する必要があります。(2)既述の通り「基本理念」「共生社会」も誤っていますし、「事業者等」の「等」は誤りであることは、No30(1)で既述しており、そして憲法の人権概念から事業者（社会的権力）は、「まちづくりの担い手」ではありません。 また、「事業者」には、「役割」でなく、「責務」として、「人権尊重」だけでなく、人権侵害（例えば、就職面接時における限定13項目に反する質問や行為、労働者に対して長時間労働や違法な残業、パワハラ行為、正規雇用を非正規雇用へ転換する等）を行わないように各種法令遵守の「啓発」だけでなく、行政指導を行うべきです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者等」は、事業活動している企業・事業者をはじめ、個人以外の団体を想定しております。共生社会の実現という目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等、行政が役割分担することを示しているものであって、事業者等に活動等を強制するものではありません。</li> <li>なお、ご指摘の行政指導は各法令等に基づいて行われるものです。</li> </ul>	
<p>（基本方針の策定）</p> <p>第6条 市は、共生社会の実現に向けて施策を総合的に推進するため基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定します。</p> <p>2 市は、基本方針に基づく施策の推進状況、社会情勢の変化及び社会調査の結果等により、必要に応じて基本方針を見直します。</p>			
40	（基本方針の策定）第6条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です 「共生社会」でなく、憲法に規定された民主社会実現に向けとすべきであることは既述しました。また、この条例制定に向けた取り組みも市民不在であり、このような独断を排するために、議会制民主主義ですので市と議会が基本方針を策定することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会を推進する基本方針については、議会の承認を得た条例の範囲内で、様々な課題に総合的に対応する行政の取り組み等を定めるものであります。その策定にあたっては、社会情勢の変化を把握するため、市民意識を調査したうえで、実情に即したものを考えていきますが、その際に議会の意見を十分に踏まえ、検討していくこととなります。</li> </ul>	
<p>（教育及び啓発の推進）</p> <p>第7条 市は、市民一人一人が我がこととして人権に関する正しい理解を深め、人権意識の向上を図るとともに、市民及び事業者等が共生社会づくりについて学び、実践ができるよう、学校教育、社会教育、その他の場において、教育・啓発活動を推進します。</p> <p>2 市は、市職員及び教職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、共生社会づくりに取り組むよう、研修等教育を行います。</p> <p>3 市民及び事業者等は、その立場や特性に応じて教育・啓発に努めます。</p>			
41	第7条（教育及び啓発の推進）「3」の「市民及び事業者等は・・・努めます」とあるが、「努める」のは事業者のみであるはず。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例における教育啓発の枠組みとして、市がその責務において推進するとともに、市民、事業者等も立場や特性に応じてできることに取り組んでいただくことを示しております。</li> </ul>	
42	市民・事業者への教育・啓発。これまで長年にわたり行われてきた行政や企業などの人権教育が共生という名の看板のかけかえでないのか？また行政や事業者などで共生教育（人権教育）の再推進を行うのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発は、人権尊重のまちづくりの基礎となりますので、これまで以上に実施していきます。それに加え、多様性を認め共に支え合うことにより、すべての人が自分らしく生きることができるよう共生社会を目指した教育啓発を行ってまいります。</li> </ul>	
43	教育及び啓発の推進に関して、非常に賛成である。これに沿って進めていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり教育啓発を一層推進してまいります。</li> </ul>	
44	新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう昨今、「生きづらさ」を感じるようなニュースをよく耳にします。その生きづらさは、特に「社会的弱者」と言われる方々に強く押し寄せているのではないのでしょうか。三田市でも2018年に障害のある方が監禁されたという事件があったように、全ての人の人権が守られているとは言えないと思います。 私が知らないだけで、今も苦しんでいる方がいるかもしれません。 SDGsにもある「誰一人取り残さない」という視点を市民へ啓発する、三田市から広く発信していくという意味でも、条例制定は必要であると感じています。今後この条例が三田市民にとってより意義深いものになるよう、一人の教員として子どもたちや地域への教育・啓発を進めたいと思っています。そのためにも、人権推進課の方々には、具体的、実践的な研修を計画していただき、教職員全体の意識の高揚に努めていただきたいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条（教育及び啓発の推進）の中で「学校教育」を明示し積極的に推進を図ってまいります。</li> <li>・すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権・多様性についての理解を深め、共生社会の担い手を育成するため若手教員をはじめ、すべての教員に対する系統的な研修を充実させ、教職員の人権意識、実践力・指導力の向上を図ってまいります。</li> </ul>	



45	<p>今回の条例制定の取り組み、プロセスにおいては、まったく市民レベルの広がりが無い。また、今後この条例をもと行政の展開、教育の展開をつかさどる関係者（市職員、教職員等）においても同様のレベルと判断しています。今回の条例の理念をしっかり受け止め、人権課題、差別事象を自分事としてとらえる市民、個々の気づき、自分に常に問いかけていく市民が集う地域社会の実現が待たれている。そのために市として時代に沿った教育・啓発活動を進めていくためにも、差別の現実から学ぶということを認識した教職員、市職員の研修が求められる。それらの研修体制について具体的な内容を明確にする必要がある。良い条例を作っても、施策を充実、発展させていくためには教育・啓発活動を推進していくことが重要である。昨年実施された市民意識調査においても、部落差別等の認識について後退していることが明らかになっている。法務省が2020年8月に公表した国民の意識調査でも、部落差別の根深さが明らかとなっている。差別の現実から学ぶということを認識した教職員、市職員の研修をベースにした、より効果的な市民への啓発活動が必要である。市民に対してどのように研修活動を実施していく考えなのか、具体的な対応が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条第2項において市として市職員及び教職員の研修等教育を行うことを明記し、市の責務として、市職員、教職員に人権研修等や啓発を計画的に進めてまいります。</li> <li>・また、ご指摘にもあるように時代に沿った、差別の現実から学ぶことができる研修も工夫をしながら実施していきたいと考えております。</li> <li>・あわせて市民の皆さんに向け教育啓発活動も進めていきたいと考えております。</li> </ul>	
46	<p>人権教育・啓発活動の推進 人権三法を具体化していく上で条例は必要であり、条例を市民に根付かせるのが大きな課題である。差別事件を自分のこととして捉え、自分に常に問いかけながら取り組んでいる。とくに、市民一人一人の気づきが大事となる。そのため市として時代にそった教育・啓発活動を進めていくべきだ。 いい条例を作っても、施策を充実、発展させていくためには教育・啓発活動を推進していくことが大事だ。法務省が2020年8月に公表した国民の意識調査でも、部落差別の根深さが明らかとなった。正しい認識に基づく啓発活動が必要で、である。同時に、この条例を何のために作るかなど条例の関する啓発活動も重要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条において教育及び啓発の推進を明記し、市の責務として、学校教育をはじめ社会教育などの様々な場や機会などを設定し教育啓発を推進いたします。</li> <li>・条例制定後、市広報、ホームページをはじめ講演、講座などを通じ、この条例自体を広く啓発し、積極的な発信に努めていきたいと考えております。</li> </ul>	
47	<p>（教育及び啓発の推進）第7条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) 誤った差別突出主義で「人権に関する正しい理解」がないのは市自身で、これを改めることが先決です。「人権意識の向上を図る」ことは誰にも判断できず、市民の内心に踏み込むことであり憲法19条に反しています。「共生社会づくり」は誤っていますので学ぶ必要はありません。市民や事業者が学ぶ必要がありなのは、憲法の人権概念と多種多様な基本的人権についてです。「事業者等」の等は既述のように削除すべきです。 (2) 「条文の目的及び基本理念を理解し」「共生社会づくり」ともに既述のように誤っていますので、全面削除する必要があります。市職員と教職員は共に公務員ですので、憲法99条により憲法遵守の義務がありますので、憲法の人権概念と基本的人権を十分に理解することが必要ですし、「研修」は押しつけでなくあくまで「自主研修」とすべきです。 (3) 市民に「努めます」と生き方を強制することは、憲法第13条と第19条違反であること、この条例案の文言でも自己矛盾であることは、既述しました。「事業者等」の「等」の誤りと「事業者」に対しては、「教育・啓発」でなく、「責務」であることも既述しました。</p>	<p>(1) 共生社会の実現は強制をもってするものではありません。主体的な関りを通じて実現していくものと考えております。市は責務として教育啓発を推進しますが、市民の皆さんや事業者等に強制するものではありません。憲法第19条に反するものではないと考えております。 (2) 市職員及び教職員の研修等教育については、職務遂行の必要上実施するものもあり、自主研修も含め、様々な場面で取り組むものと考えております。 (3) 目的達成に向けたこの条例における枠組みとして、市民、事業者等の役割を示しています。生き方を強制するものではありません。</p>	
<p>（個別施策の推進） 第8条 市は、まちづくりを進めるにあたり、一人一人の多様性に合わせて、誰一人取り残さない視点をもって、市のあらゆる施策及び事業等を推進します。 2 市は、社会的弱者及び社会的少数者（以下「社会的弱者等」という。）を対象とした施策及び事業等の推進にあたり、社会的弱者等の感じる生きづらさ、困難さ等を解消する視点をもって推進します。</p>			
48	<p>第8条及び第10条 何もこの条例に加えることはありません。他の施策で推進されているものと思います。</p>	<p>第8条から第11条については、市の個別施策、相談体制、地域社会づくり、非常時の対応を、この条例の目的である共生社会の実現に向けた重要な枠組みとして位置付けて、この条例の基本理念の下、共生社会の実現に資する取り組みを推進していこうとするものであり、いずれも条例に必要な条文です。</p>	
49	<p>（個別施策の推進）第8条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) 条例案作成過程やパブリックコメントの方法がNo10に既述したように条文に反しています。 (2) 「社会的弱者及び社会的少数者」という不明な語句を使用するのではなく、市は、全ての市民の人権保障と施策の具体化とともに、困窮者には、「個人の尊重、生命・自由・幸福追及権」、「平等権」、「生存権」を特に重視した施策を行うことを明記する必要があります。</p>	<p>(1) 第8条第1項は基本理念に基づいた施策推進の視点として「誰一人取り残さない」を示しております。 (2) 第8条第2項も基本理念に基づいた施策推進の視点として「社会的弱者及び社会的少数者の生きづらさ、困難さの解消」を示しております。 ・いずれも、共生社会の実現に向けたこの条例の枠組みの中で、基本理念の下に個別施策を推進するにあたって、特に必要と考える社会的弱者等の対応の視点を端的に示しているものです。以上により、文章の書き換えの必要はないものと考えております。</p>	

(相談体制の充実) 第9条 市は、市民一人一人が安心して相談できるよう、相談者に寄り添った相談体制の充実を図ります。 2 市は、国、県及びその他の専門機関等と連携を図り、相談者が相談内容に応じて適切な支援及び救済を受けることができるように努めます。		
50	市民から信頼される相談体制の整備、人権教育・啓発活動の推進 相談体制。市民から信頼される相談体制、ワンストップの相談体制を市として責任を持って取り組んでもらいたい。そのためには、市行政内の論議、連携が重要である。その態勢をどのように作るかが問われている。また、相談体制、人権施策の進捗状況について検証する機関が必要だ。	・市民意識調査では、総合相談窓口を知らない方や利用しないといった方が多くおられるとの結果となりました。 ・信頼される相談体制を構築するため、専門相談員の配置も含め、ワンストップ相談の実施を検討し、相談者に寄り添った相談に努めていきたいと考えております。 ・検証については、No63、No64をご覧ください。
51	第9条（相談体制の充実）「市は・・・相談体制の充実を図ります」とあるが、これまでは相談体制に問題があったのでしょうか？またどのように問題があり、改善・充実を図ろうとしますか？	
52	(相談体制の充実) 第9条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です 市は、市民の（差別）意識を問題にする啓発を改めることを明記する必要があります。そして、憲法の人権概念と基本的人権についての広報を行い、市民の人権を充実させる「総合相談窓口」にすることを明記しなくてはなりません。「等」を削除し、解同の関与がないようにすべきです。	
(共に生きる地域社会づくり) 第10条 市民及び事業者等は、地域の多様な人材の参画を図り、社会的弱者等をはじめ一人一人の個性及び多様性が尊重され、それぞれが持つ志や力を調和させながら、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくりに努めます。 2 市は、市民及び事業者等が進める地域社会づくりが円滑に行えるよう、必要な施策及び事業等を推進します。		
53	(共に生きる地域社会づくり) 第10条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) 憲法の人権概念である、市の責務を放棄するこの文章を書き換え、見出しも（民主社会づくり）と変更し、市は、暮らしやすく基本的人権が保障された民主社会づくりに努め、住民自治が円滑に進められるように、必要な施策及び事業等行う必要があることを明記する必要があります。 (2) 「市民及び事業者等」としていますが、既述のように、カテゴリーの異なる「市民」と「事業者等」を同列に並べており、文章自体が意味を持ちませんので削除すべきです。「事業者」は、憲法の人権概念からも「地域社会づくり」の主人公ではないことは既述しました。	・この条例で三田市が目指す「共生社会」を実現するためには、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割分担のもとできることに取り組むことが重要と考えております。第10条につきましては、地域社会づくりを、この条例の目的である共生社会の実現に向けた枠組みとして位置付けて、この条例の基本理念の下、共生社会の実現に資するように推進していこうとするものであり、条例に必要な条文であると考えております。
54	第10条（共に生きる地域社会づくり）「市民及び事業者等は・・・努めます」とあるが、ここでも「市民」と「等」の削除が必要。	
(災害等非常時の対応) 第11条 市は、大規模災害の発生等の非常時（以下「非常時」という。）において、全ての人の命と暮らしが守られ、多様性に配慮した支援を行えるよう平常時から取り組むとともに、市民及び事業者等による助け合いの取組を支援します。 2 市民及び事業者等は、地域には多様な人々が暮らしていることを踏まえ、非常時においても互いに助け合う取組ができるよう、平常時からその体制づくりに努めます。 3 市は、大規模災害の発生や感染症の蔓延等の非常時における人権侵害が起きないように、正しい理解を広める教育・啓発に努めます。		
55	第11条 「支援」ではなく「責務」でしょう。	・市民、事業者等、行政の役割の中で対応してまいります。
56	(非常時等災害時の対応) 第11条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です (1) 「支援」という「恩恵」でなく、「十分な施策」を行うことが、憲法の人権概念から市（公権力）の責務・義務です。続いて「市民及び事業者等による助け合いの取組を支援します。」としているが、前述のように不相当で、これも市の責務ですので「迅速かつ十分な施策を行います」と改めなくてはなりません。 (2) 「非常時」に新型コロナウイルス感染症等の感染症が入っていないことは、新型コロナウイルス感染症から「市民の人の命と暮らしを守る」施策は、市は行わないということで、市の誤った「人権意識」論が明確に現れた文章で誤っています。市の「人権意識」論では、「すべての人の命と暮らしを守る」ことはできません。コロナ禍でも、三田市民病院と神戸市北区にある済生会病院との統廃合を遮二無二に進める森哲男市長の人権無視をよく示している文章でもあります。条例案の議論より「人権についての正しい理解」を市長や市が持つことから始める必要があります。 (2) 初めから「助け合い」（共助）をあてにし、さらに「努めます」と強制しては、市の責務が後景になり、自治体の体をなしていませんのでこの文章は削除すべきです。 (3) 「大規模災害の発生や感染症の蔓延等の非常時」において、憲法第25条「生存権」に従い、国民の命と生活を保障する十分な行政施策を取らないことが、市民間の「人権侵害」を引き起こしているのです。「教育・啓発」では、人権侵害はなくなりません。また、極く稀に市民間で「人権侵害」があったとしても、現行の法体系で解決していますので、条例をつくる根拠にはなりません。ここの文章も削除です。	(1) 人の命と暮らしを守る取り組みは、平常時から取り組んでいます。この条例案の目的に向け、市民、事業者、団体などの取り組みを支援することを市の責務として記載しております。 (2) 新型コロナウイルス感染症は、災害等非常時に含めていますが、分かりやすくするため、「感染症の蔓延」を追記いたします。 なお、助け合いは強制ではないと考えております。 (3) 差別などの人権侵害に対して、市ではこれまで、憲法の考え方のもと様々な法などに基づき、取り組みを進めてきました。これからも引き続き取り組みを進めていきます。また、条例については、現在の社会情勢を踏まえ、今後、人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、三田市でこのような状況を将来に渡って生じさせないために、市の取り組みを示し、個々の施策を推進していく環境を整え、誰もが自分らしく生きることができるまちにするため、条例策定の手続きを進めていきたいと考えております。
57	第11条（災害等非常時の対応）「市は・・・助け合いの取組を支援します」とあるが、「市は・・・すべての人の命と暮らしが守られるよう、平常時から取り組みます」とすべき。市民は言われなくとも取り組みます。	・人の命と暮らしを守る取り組みは、平常時から取り組んでいます。この条例案の目的に向け、市民、事業者、団体などの取り組みを支援することを市の責務として記載しております。

(推進体制の充実) 第12条 市は、この条例の目的を達成するために、市長の附属機関を設置し、共生社会の実現に向けた様々な課題に対応できるよう総合的、横断的に取組を推進します。		
58	(推進体制の充実) 第12条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です コロナ禍でも三田市民病院の統廃合、市給食センター臨時職員等への人権侵害、私利私欲のコロナワクチンの優先接種等、人権認識が欠如した市長の「付属機関」では、市民の人権を侵害することは目に見えています。名称を(推進体制の刷新)と変更し、市長の独断的な権限を削除し、市民の代表である議会の役割を明記する必要があります。「共生社会」論の誤りは既述の通りです。 「三田市民社会づくり委員会」設置とし、委員選定を市による指定方式を改める条文にします。つまり、市の独断選考を排除するため、民主主義を貫く上から議会から数名、残りは公募による委員数名の構成にすることを提案します。また、学識者の選定も、今までの人選でなく様々な社会的課題について到達点と解決の展望を提起できる方にすることを提案します。	・第12条では、議会が承認した条例に基づく附属機関により様々な課題に総合的に対応する取組をしようとするものです。 ・附属機関の設置や委員の選出については、三田市まちづくり基本条例に基づき市民参加の手続きを進めるとともに、附属機関においては、多様な立場からの意見を取り入れることが重要であることから、委員の選定もご意見を参考にしながら検討していきたいと考えております。
(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		
59	(委任) 第13条の文章が間違っていますので、書き換えが必要です 条例の「立法事実」についての議会答弁からすると、森市長は、三田市の現状を全く認識していないことが明確になりました。No58と同様に市長の独断的な権限の削除を要請します。条文名を(委任と議会の充実)と変更し、市や「委員会」で討議された事項を市議会各委員会で討議、最終的に本会議の議決を経て定めると変更すべきです。	・条例の施行に関する事項を市長に委任する規定については、法制形式に沿った基本的な構成と考えております。 ・市長が別に定めることについては、一般的には条例を受けた施行規則が想定されます。今後、この条例の規定を実施するにあたり、補完すべき内容があれば、規則、要綱等を定める場合があるものと考えております。 ・この場合、議会の承認を得た条例の範囲内で施行に関して必要な事項を定めるものであって、その内容について議会のご意見があれば受け止め適切に取り扱いますので、独断になるようなことはないものと考えます。
<b>■ 実施にあたって</b>		
60	インターネットなどで、差別を商いにし、差別を拡散・助長する差別確信犯の動きが活発化している。条例の中に罰則規定がないが、差別確信犯に対して市として明確な態度を打ち出すべきである。今回の条例制定に向けての意見交換会において、参加者から「この条例は必要ない」との意見が出されたが、市事務局として明確に、条例の必要性等について明確な答弁がされなかった。これらのことから、原状では差別確信犯に対して十分に対応できないと危惧をしている。確信犯に対して対応できる体制、人材を早急に作るべき必要がある。	・インターネット上の有害な差別書き込み等に対してはモニタリング(実態把握)を実施し、法務局と連携して削除要請する仕組みを整えており、繰り返される悪質な差別投稿等に対して監視体制を継続し、削除要請に取り組んでいきます。また近隣各自治体の協力を得て連携体制のもとモニタリングを強化することを検討します。加えて、法整備されたプロバイダー責任制限法に基づき、悪質な差別投稿や権利侵害情報に対する抑止力になる取組を検討してまいります。
61	この条例の理念を市民全員にどう広め、そう意識していただくのかということ、罰則のない条例だけに差別確信犯の主張に対して、しっかりと変革を求めることができるのかということが気がかりです。様々な場面を想定して対応策を練っていただきたいです。	・条例案には罰則規定を設けていませんが、差別をした(する)人に対して、罰則を科して終了するのではなく差別をしないように、また同じことを繰り返さないよう教育啓発し、考えを改めていただくことが大事であると考えております。
62	差別確信犯にしてどのような対応をするのか! ① インターネットなどで、差別を商いにし、差別を拡散・助長する差別確信犯の動きが活発化している。隣の篠山市では40年前の差別事件をインターネット上で取り上げるといふ差別事件が起き、行政も削除要請を行い、要請に従わなかった業者に対して裁判で削除命令が出された。昨年12月に在日の人を講師に招いて人権集いが開催される際にヘイト団体が抗議を呼びかけている。コロナ感染拡大で中止になったが、このように差別確信犯による人権侵害が身近なところまで迫っている。条例は、このような行為から市民の人権を守るためのものである。条例の中に罰則規定がないが、市として明確な態度を打ち出すべきである。	
62	当事者が加わった審議機関の設置 ② そのために当事者を入れた審議会などが必要で、市民への啓発活動など人権まちづくりを進める協議会とは別に、差別確信犯に対応するためにどのような取組をするのかなどを検討し同時に市の施策を点検する機関が必要ではないか。 市民の人権が守られていると感じることのできる条例を作ってもらいたい。名称においても、そのことがわかるように人権という立場を明確にしたものとすべきだ。	・人権尊重の視点から、人権に関連する各分野別の施策を検証することは重要であると考えております。 ・市においては、これまでの人権施策の進捗状況など取組と課題等について、市の附属機関である人権のまちづくり推進委員会で点検・評価し検証を行ってきました。また、障害者の虐待事案にかかる対応検証委員会の提言を受けて、障害者共生協議会から取組の方向性が提示され、これらのことを含め、2019年には人権施策基本方針を見直し改訂したところです。 ・今後も三田市におけるあらゆる人権課題に対する市民意識の実態を必要に応じて検証しながら、実情に応じた施策方針を検討していくとともに、本条例案の理念に基づく人権施策の推進にあたっては、設置する附属機関で取組を調査審議し、適宜検証していくことを考えております。なお、附属機関においては、当事者を構成員に入れることも含め検討してまいります。
63	これまでの人権施策の検証、総括が必要 最近では障がい者の虐待監禁事件の検証委員会の提言が出ている。また、人権のまちづくり委員会の答申など、人権施策にかかわる答申や提言が数々出されているが三田市の進める施策にどのように反映され、実行されているのか。条例制定と並行して三田市が進めてきた人権施策の検証、総括が求められている。	
64	三田市が誕生以降、人権に関する施策について積極的、かつ能動的に取り組まれてきたことについて評価するものである。その時々においての課題、また差別事件の顕在化により、各検証委員会、対策会議等により、各種の答申、また条例等の制定が取り組まれてき、最近では障がい者の虐待監禁事件をめぐり検証委員会の提言が出ている、また、人権のまちづくり委員会の答申をはじめ、人権施策にかかわる答申や提言が数々出されてきた。これらの答申、条例の展開などについて、課題、問題点を明確にするために検証が必要ではないか。この検証について、懇話会、市当局に対して、昨年連名(私〇〇が代表)で意見要望書を提出させていただいたが、市の懇話会資料の中の回答では「懇話会とは別にして対応する」との内容であるが、これらの検証を実施しないとすれば大きな問題である。過去の取組を総括・検証することにより、今回の条例の意義がより具体的に活かされると考える。過去の取組について総括、検証を実施されたい。	・この条例案にもあるように、市民、事業者等、行政が一緒になって人権侵害を受けたくない、しない、させない、見過ごさない社会を目指していきたいと考えています。そのためにも広く教育啓発を推進し全ての市民の人権意識を高め、一人一人の人権を守り、あらゆる差別を許さない、そのようなまちをつくる強い意思を明らかにし、条例案の現名称を考えております。